

議案第 2 1 号

羽生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
 条例等の一部を改正する条例

(羽生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
 改正)

第 1 条 羽生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
 (昭和 3 1 年条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては  
 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)  
 については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(費用弁償)			(費用弁償)		
第 4 条 議長及び議員が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。			第 4 条 議長、 <u>副議長</u> 及び議員が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。		
2 (略)			2 (略)		
別表 (第 4 条関係)			別表 (第 4 条関係)		
職名	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)	職名	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
議長	1 3, 3 0 0 円	2, 5 0 0 円	議長	1 4, 4 0 0 円	2, 5 0 0 円
議員	1 1, 8 0 0 円	2, 5 0 0 円	副議長		
			議員		
備考 <u>議員が議長を代理し旅行したときは、その者を議長とみなして旅費の額を計算するものとする。</u>					

(羽生市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 羽生市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和39年条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2(第8条関係)				別表第2(第8条関係)			
職名	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	職名	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
市長	2,200	<u>13,300</u>	(略)	市長	2,200	<u>14,400</u>	(略)
副市長	円	円		副市長	円	円	
教育長				教育長			

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>羽生市一般職職員の旅費に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し<u>必要な事項</u>を定めることを目的とする。</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者<u>又は旅行依頼</u>を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 旅費は、<u>最も経済的な通常</u>の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の<u>必要な場合</u>又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常<del>の</del>経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。</p> <p>第7条 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には<u>その</u>超える日数について定額の2割、滞在日数60日を超える場合には<u>その</u>超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定するもののほか、市</p>	<p style="text-align: center;"><u>職員の旅費に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し<u>必要なる事項</u>を定めることを目的とする。</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者、<u>又は旅行依頼</u>を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 旅費は<u>最も経済的な通常</u>の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常<del>の</del>経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。</p> <p>第7条 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、<u>その</u>超える日数について定額の2割、滞在日数60日を超える場合には、<u>その</u>超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定するもののほか、市</p>

長が特に必要と認めた場合は、特別車両料金を支給することができる。

4 (略)

(船賃)

第10条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。

(1)・(2) (略)

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) (略)

2 (略)

(車賃)

第12条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要な場合又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第8条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第13条 日当の額は、別表の定額による。

2 (略)

(宿泊料)

第14条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 (略)

(食卓料)

長が特に必要と認めた場合は特別車両料金を支給することができる。

4 (略)

(船賃)

第10条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。

(1)・(2) (略)

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2項に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) (略)

2 (略)

(車賃)

第12条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は全路程を通算して計算する。ただし、第8条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(日当)

第13条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 (略)

(宿泊料)

第14条 宿泊料の額は別表第1の定額による。

2 (略)

(食卓料)

第15条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃又は航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り支給する。

(外国旅費)

第16条 職員が外国へ出張する場合には、埼玉県職員の例に倣い市長が定める額を旅費として支給する。

別表(第13条、第14条、第15条関係)

日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
2,200 円	11,800 円	(略)

第15条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り支給する。

(外国旅費)

第16条 職員が外国へ出張する場合には、埼玉県職員の例にならい市長が定める額を旅費として支給する。

別表第1

日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
2,200 円	13,100 円	(略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅行している者に支給する旅費の額については、なお従前の例による。

(羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公務のための旅行に係る費用弁償) 第5条 (略) 2 前項の費用の額は、 <u>羽生市一般職職員の旅費に関する条例</u> (昭和31年条例第35号)の例による。	(公務のための旅行に係る費用弁償) 第5条 (略) 2 前項の費用の額は、 <u>職員の旅費に関する条例</u> (昭和31年条例第35号)の例による。

(羽生市消防団条例の一部改正)

4 羽生市消防団条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(費用弁償) 第13条の2 (略) 2・3 (略) 4 前2項に定めるもののほか、団員に支給する旅費については、 <u>羽生市一般職職員の旅費に関する条例</u> (昭和31年条例第35号)を準用する。	(費用弁償) 第13条の2 (略) 2・3 (略) 4 前2項に定めるもののほか、団員に支給する旅費については、 <u>職員の旅費に関する条例</u> (昭和31年条例第35号)を準用する。

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明